

報告第10号

令和2年度伊賀市水道事業会計予算事故繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第2項ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

伊賀市長 岡本 栄

令和2年度伊賀市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1	水道事業費用	滝川ダム維持管理負担金	2,177,114	707,234	1,469,880	0	0	1,469,880	0	0	当該事業にて更新する滝川ダム管理用制御処理設備の機器仕様について、その要求性能の整理に不測の日数を要したため
		笠部沈砂池土砂搬出業務委託	2,310,000	0	2,310,000	0	0	2,310,000	0	0	堆積土砂が想定より泥状で、搬出困難となり業務に必要な期間が4月以降に及ぶこととなったため
計			4,487,114	707,234	3,779,880	0	0	3,779,880	0	0	